

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

にしき苑は、お客様に対して指定介護施設サービスを提供します。契約を締結する前に知っておいて戴きたい にしき苑の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。わかりにくいことがあれば遠慮なくご質問下さい。

|                   |                                                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者               |                                                                                                                                                            |
| (1) 法人名           | 社会福祉法人 普門会                                                                                                                                                 |
| (2) 施設名称          | にしき苑                                                                                                                                                       |
| (3) 所在地           | 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38                                                                                                                                    |
| (4) 電話番号及び FAX 番号 | 電話 042-327-2225 FAX 042-328-3908                                                                                                                           |
| (5) 代表者 氏名        | 理事長 鈴木 亮一                                                                                                                                                  |
| (6) 設立年月          | 平成 4 年 4 月 1 日                                                                                                                                             |
| (7) 介護保険指定番号      | 1373100047 (介護老人福祉施設)<br>1393100142 (地域密着型介護老人福祉施設)                                                                                                        |
| (8) メールアドレス番号     | E-mail <a href="mailto:nishiki-en@jcom.home.ne.jp">nishiki-en@jcom.home.ne.jp</a><br>URL <a href="http://www.nishiki-en.com">http://www.nishiki-en.com</a> |

### 1. 営業日及び利用定員

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 営業日及び営業時間 | 営業時間 年中無休<br>受付時間 土・日曜日・祝日に関係なく毎日                   |
| サービス提供時間  | 終日                                                  |
| 利用定員      | 70 名 (特養 多床室)<br>20 名 (ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設) |

### 2. 施設利用対象者

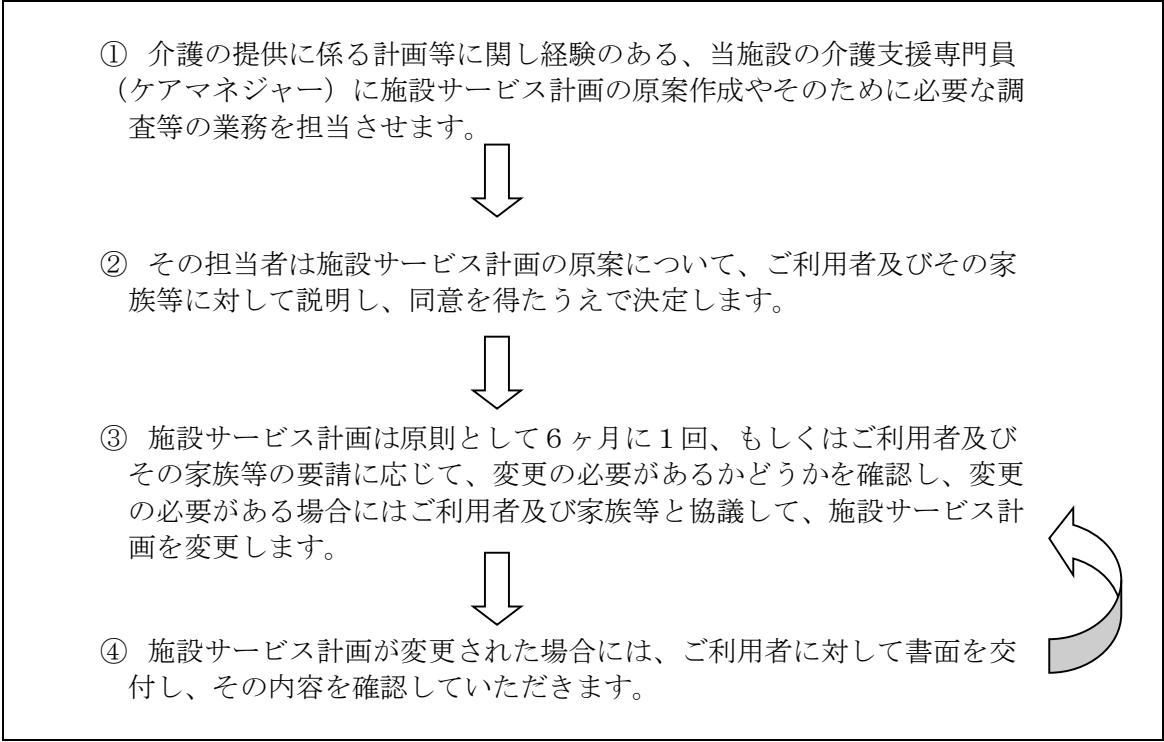
(1) にしき苑に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。また入所・入居時において「要介護」の認定を受けておられる入所・入居者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

(2) 入所・入居契約の締結前に、にしき苑から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いいたします。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所・入居後作成する「施設サービス計画 (ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画 (ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第 3 条参考)



#### 4. 居室の概要

##### （1）居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所・入居される居室は、下表の通りの部屋です。

|    |     |                              |        |    |
|----|-----|------------------------------|--------|----|
| 定員 |     | 70名（特養 多床室）<br>20名（ユニット型）    | 静養室    | 1室 |
| 居室 | 4人室 | 13室（1室 35.33m <sup>2</sup> ） | 医務室    | 1室 |
|    | 2人室 | 9室（1室 19.30m <sup>2</sup> ）  | 食堂兼談話室 | 2室 |

|                  |                     |        |                                          |
|------------------|---------------------|--------|------------------------------------------|
| 浴室               | 一般浴槽と特殊浴槽<br>があります。 | 機能訓練室  | 1室                                       |
|                  |                     | 面会室    | 1室                                       |
| ユニット型<br>（地域密着型） | ミストシャワーブースがあります     | 個室 20室 | 15.30m <sup>2</sup> ～16.25m <sup>2</sup> |

☆ 居室の変更について：多床室については、居室変更がありますので予めご了承ください。

☆ 居室に関する特記事項：トイレは居室外になります。必要に応じてポータブルトイレ等をご利用戴きます。尚、ユニット型個室には各居室毎に洗面台が設置されております。又、ベッド、整理箆箆などは付属の設備をご利用いただきます。但し、ユニット型については、愛用の家具をお持ちください。

## 5. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

|           | 資 格             | 常 勤  | 非 常 勤            | 計    |
|-----------|-----------------|------|------------------|------|
| 施設長(管理者)  |                 | 1 名  |                  | 1 名  |
| 医 師 (委 託) |                 |      | 2 名 (内 1 名は精神科医) | 2 名  |
| 生活相談員     | 介護福祉士<br>社会福祉主事 | 3 名  |                  | 3 名  |
| 管理栄養士     | 管理栄養士           | 1 名  |                  | 1 名  |
| 機能訓練指導員   | あんまマッサージ師       | 1 名  |                  | 1 名  |
| 介護支援専門員   | 介護支援専門員         | 2 名  |                  | 2 名  |
| 事務職員      |                 | 4 名  |                  | 4 名  |
| 介護・看護職員   | 看護師             | 5 名  | 1 名              | 6 名  |
|           | 准看護師            | 1 名  |                  | 1 名  |
|           | 介護福祉士           | 15 名 | 3 名              | 18 名 |
|           | 1～2 級等修了者       | 3 名  | 6 名              | 9 名  |
|           | その他             | 5 名  | 6 名              | 11 名 |

|                    |                                                |
|--------------------|------------------------------------------------|
| ユニット型部分<br>(地域密着型) | 職員は指定基準通り、看護／介護職員常勤で<br>7 名以上配置、また訓練指導員等は兼務します |
|--------------------|------------------------------------------------|

## 6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合などがあります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 7 割・8 割・9 割) が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①入浴

- ・入浴または清拭 (入浴が出来ない場合) を最低週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

## ④健康管理

- ・当施設では、入所・入居された時と年間1回健康診断を行います。日程については、別途連絡します。又、月1回医師による診察を行います。さらに看護師による健康相談サービスは随時受け付けております。

## ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## ⑥その他、定例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・当施設では、入所・入居者交流等の目的で行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合もあります。詳細は其の都度連絡いたします。

## <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食事の合計金額をお支払いください。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

| I（多床室の場合）              |  | （1割負担の場合） |        |        |         |         |
|------------------------|--|-----------|--------|--------|---------|---------|
|                        |  | 要介護度1     | 要介護度2  | 要介護度3  | 要介護度4   | 要介護度5   |
| 1. 要介護度別サービス利用料金       |  | 8,255円    | 9,110円 | 9,996円 | 10,850円 | 11,683円 |
| 2. 内、介護保険から給付される金額     |  | 7,429円    | 8,199円 | 8,996円 | 9,765円  | 10,514円 |
| 3. サービス利用に係る自己負担額（1-2） |  | 826円      | 911円   | 1,000円 | 1,085円  | 1,169円  |
| 4. 居住費                 |  |           |        |        |         |         |
| 第1段階                   |  | 0円        | 0円     | 0円     | 0円      | 0円      |
| 第2段階                   |  | 430円      | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階①                  |  | 430円      | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階②                  |  | 430円      | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第4段階                   |  | 915円      | 915円   | 915円   | 915円    | 915円    |
| 5. 食費                  |  |           |        |        |         |         |
| 第1段階                   |  | 300円      | 300円   | 300円   | 300円    | 300円    |
| 第2段階                   |  | 390円      | 390円   | 390円   | 390円    | 390円    |
| 第3段階①                  |  | 650円      | 650円   | 650円   | 650円    | 650円    |
| 第3段階②                  |  | 1,360円    | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円  | 1,360円  |
| 第4段階                   |  | 1,745円    | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円  | 1,745円  |

|                   |        |        |        |        |        |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6. 自己負担合計 (3+4+5) |        |        |        |        |        |
| 第1段階              | 1,126円 | 1,211円 | 1,300円 | 1,385円 | 1,469円 |
| 第2段階              | 1,646円 | 1,731円 | 1,820円 | 1,905円 | 1,989円 |
| 第3段階①             | 1,906円 | 1,991円 | 2,080円 | 2,165円 | 2,249円 |
| 第3段階②             | 2,616円 | 2,701円 | 2,790円 | 2,875円 | 2,959円 |
| 第4段階              | 3,486円 | 3,571円 | 3,660円 | 3,745円 | 3,829円 |

### I-1 (多床室の場合) (2割負担の場合)

|                             | 要介護度1  | 要介護度2  | 要介護度3  | 要介護度4   | 要介護度5   |
|-----------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1. 要介護度別<br>サービス利用料金        | 8,255円 | 9,110円 | 9,996円 | 10,850円 | 11,683円 |
| 2. 内、介護保険から<br>給付される金額      | 6,604円 | 7,288円 | 7,996円 | 8,680円  | 9,346円  |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2) | 1,651円 | 1,822円 | 2,000円 | 2,170円  | 2,337円  |
| 4. 居住費                      |        |        |        |         |         |
| 第1段階                        | 0円     | 0円     | 0円     | 0円      | 0円      |
| 第2段階                        | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階①                       | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階②                       | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第4段階                        | 915円   | 915円   | 915円   | 915円    | 915円    |
| 5. 居住費                      |        |        |        |         |         |
| 第1段階                        | 300円   | 300円   | 300円   | 300円    | 300円    |
| 第2段階                        | 390円   | 390円   | 390円   | 390円    | 390円    |
| 第3段階①                       | 650円   | 650円   | 650円   | 650円    | 650円    |
| 第3段階②                       | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円  | 1,360円  |
| 第4段階                        | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円  | 1,745円  |
| 6. 自己負担合計 (3+4+5)           |        |        |        |         |         |
| 第1段階                        | 1,951円 | 2,122円 | 2,300円 | 2,470円  | 2,637円  |
| 第2段階                        | 2,471円 | 2,642円 | 2,820円 | 2,990円  | 3,157円  |
| 第3段階①                       | 2,731円 | 2,902円 | 3,080円 | 3,250円  | 3,417円  |
| 第3段階②                       | 3,441円 | 3,612円 | 3,790円 | 3,960円  | 4,127円  |
| 第4段階                        | 4,311円 | 4,482円 | 4,660円 | 4,830円  | 4,997円  |

### I-2 (多床室の場合) (3割負担の場合)

|                             | 要介護度1  | 要介護度2  | 要介護度3  | 要介護度4   | 要介護度5   |
|-----------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1. 要介護度別<br>サービス利用料金        | 8,255円 | 9,110円 | 9,996円 | 10,850円 | 11,683円 |
| 2. 内、介護保険から<br>給付される金額      | 5,778円 | 6,377円 | 6,997円 | 7,595円  | 8,178円  |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額 (1-2) | 2,477円 | 2,733円 | 2,999円 | 3,255円  | 3,505円  |
| 4. 居住費                      |        |        |        |         |         |
| 第1段階                        | 0円     | 0円     | 0円     | 0円      | 0円      |
| 第2段階                        | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階①                       | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第3段階②                       | 430円   | 430円   | 430円   | 430円    | 430円    |
| 第4段階                        | 915円   | 915円   | 915円   | 915円    | 915円    |

|                   |        |        |        |        |        |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 5. 食費             |        |        |        |        |        |
| 第1段階              | 300円   | 300円   | 300円   | 300円   | 300円   |
| 第2段階              | 390円   | 390円   | 390円   | 390円   | 390円   |
| 第3段階①             | 650円   | 650円   | 650円   | 650円   | 650円   |
| 第3段階②             | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円 |
| 第4段階              | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円 | 1,745円 |
| 6. 自己負担合計 (3+4+5) |        |        |        |        |        |
| 第1段階              | 2,777円 | 3,033円 | 3,299円 | 3,555円 | 3,805円 |
| 第2段階              | 3,297円 | 3,553円 | 3,819円 | 4,075円 | 4,325円 |
| 第3段階①             | 3,557円 | 3,813円 | 4,079円 | 4,335円 | 4,585円 |
| 第3段階②             | 4,267円 | 4,523円 | 4,789円 | 5,045円 | 5,295円 |
| 第4段階              | 5,137円 | 5,393円 | 5,659円 | 5,915円 | 6,165円 |

※（基本単位＋加算合計）×地区単位×介護職員処遇改善加算等×利用者負担割合＝サービス利用料  
（加算内訳）基本加算 89 単位

精神科医療養指導加算（5 単位）・個別機能訓練加算（12 単位）・日常生活継続支援加算（36 単位）・  
看護体制加算Ⅰ（4 単位）・看護体制加算Ⅱ（8 単位）・夜勤職員配置加算Ⅰ（13 単位）・栄養マネジメント強化加算（11 単位）及び療養食加算（該当者のみ 1 回 6 単位）並びに介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数にサービス加算率【14.0%】を乗じた単位数で算定。

## Ⅱ（ユニット型個室の場合）（地域密着型介護老人福祉施設）（1 割負担の場合）

|                            | 要介護度 1 | 要介護度 2  | 要介護度 3  | 要介護度 4  | 要介護度 5  |
|----------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 要介護度別<br>サービス利用料金       | 9,911円 | 10,776円 | 11,683円 | 12,581円 | 13,424円 |
| 2. 内、介護保険から<br>給付される金額     | 8,919円 | 9,698円  | 10,514円 | 11,322円 | 12,081円 |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1-2） | 992円   | 1,078円  | 1,169円  | 1,259円  | 1,343円  |
| 4. 居住費                     |        |         |         |         |         |
| 第1段階                       | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第2段階                       | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第3段階①                      | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第3段階②                      | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第4段階                       | 2,800円 | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  |
| 5. 食費                      |        |         |         |         |         |
| 第1段階                       | 300円   | 300円    | 300円    | 300円    | 300円    |
| 第2段階                       | 390円   | 390円    | 390円    | 390円    | 390円    |
| 第3段階①                      | 650円   | 650円    | 650円    | 650円    | 650円    |
| 第3段階②                      | 1,360円 | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  |
| 第4段階                       | 1,745円 | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  |
| 6. 自己負担合計 (3+4+5)          |        |         |         |         |         |
| 第1段階                       | 2,172円 | 2,258円  | 2,349円  | 2,439円  | 2,523円  |
| 第2段階                       | 2,262円 | 2,348円  | 2,439円  | 2,529円  | 2,613円  |
| 第3段階①                      | 3,012円 | 3,098円  | 3,189円  | 3,279円  | 3,363円  |
| 第3段階②                      | 3,722円 | 3,808円  | 3,899円  | 3,989円  | 4,073円  |
| 第4段階                       | 5,537円 | 5,623円  | 5,714円  | 5,804円  | 5,888円  |

## Ⅱ－１（ユニット型個室の場合）（地域密着型介護老人福祉施設）（２割負担の場合）

|                            | 要介護度 1 | 要介護度 2  | 要介護度 3  | 要介護度 4  | 要介護度 5  |
|----------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 要介護度別<br>サービス利用料金       | 9,911円 | 10,776円 | 11,683円 | 12,581円 | 13,424円 |
| 2. 内、介護保険から<br>給付される金額     | 7,928円 | 8,620円  | 9,346円  | 10,064円 | 10,739円 |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1-2） | 1,983円 | 2,156円  | 2,337円  | 2,517円  | 2,685円  |
| 4. 居住費                     |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第 2 段階                     | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第 3 段階①                    | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第 3 段階②                    | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第 4 段階                     | 2,800円 | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  |
| 5. 食費                      |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 300円   | 300円    | 300円    | 300円    | 300円    |
| 第 2 段階                     | 390円   | 390円    | 390円    | 390円    | 390円    |
| 第 3 段階①                    | 650円   | 650円    | 650円    | 650円    | 650円    |
| 第 3 段階②                    | 1,360円 | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  |
| 第 4 段階                     | 1,745円 | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  |
| 6. 自己負担合計（3+4+5）           |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 3,163円 | 3,336円  | 3,517円  | 3,697円  | 3,865円  |
| 第 2 段階                     | 3,253円 | 3,426円  | 3,607円  | 3,787円  | 3,955円  |
| 第 3 段階①                    | 4,003円 | 4,176円  | 4,357円  | 4,537円  | 4,705円  |
| 第 3 段階②                    | 4,713円 | 4,886円  | 5,067円  | 5,247円  | 5,415円  |
| 第 4 段階                     | 6,528円 | 6,701円  | 6,882円  | 7,062円  | 7,230円  |

## Ⅱ－２（ユニット型個室の場合）（地域密着型介護老人福祉施設）（３割負担の場合）

|                            | 要介護度 1 | 要介護度 2  | 要介護度 3  | 要介護度 4  | 要介護度 5  |
|----------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 要介護度別<br>サービス利用料金       | 9,911円 | 10,776円 | 11,683円 | 12,581円 | 13,424円 |
| 2. 内、介護保険から<br>給付される金額     | 6,937円 | 7,543円  | 8,178円  | 8,806円  | 9,396円  |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額（1-2） | 2,974円 | 3,233円  | 3,505円  | 3,775円  | 4,028円  |
| 4. 居住費                     |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第 2 段階                     | 880円   | 880円    | 880円    | 880円    | 880円    |
| 第 3 段階①                    | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第 3 段階②                    | 1,370円 | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  | 1,370円  |
| 第 4 段階                     | 2,800円 | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  | 2,800円  |
| 5. 食費                      |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 300円   | 300円    | 300円    | 300円    | 300円    |
| 第 2 段階                     | 390円   | 390円    | 390円    | 390円    | 390円    |
| 第 3 段階①                    | 650円   | 650円    | 650円    | 650円    | 650円    |
| 第 3 段階②                    | 1,360円 | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  | 1,360円  |
| 第 4 段階                     | 1,745円 | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  | 1,745円  |
| 6. 自己負担合計（3+4+5）           |        |         |         |         |         |
| 第 1 段階                     | 4,154円 | 4,413円  | 4,685円  | 4,955円  | 5,208円  |
| 第 2 段階                     | 4,244円 | 4,503円  | 4,775円  | 5,045円  | 5,298円  |
| 第 3 段階①                    | 4,994円 | 5,253円  | 5,525円  | 5,795円  | 6,048円  |
| 第 3 段階②                    | 5,704円 | 5,963円  | 6,235円  | 6,505円  | 6,758円  |
| 第 4 段階                     | 7,519円 | 7,778円  | 8,050円  | 8,320円  | 8,573円  |

※（基本単位＋加算合計）×地区単位×介護職員処遇改善加算等×利用者負担割合＝サービス利用料  
（加算内訳）基本加算 132 単位

精神科医療養指導加算（5 単位）・個別機能訓練加算Ⅰ（12 単位）・日常生活継続支援加算（46 単位）・  
看護体制加算Ⅰ（12 単位）・夜勤職員配置加算Ⅱ（46 単位）・栄養マネジメント強化加算（11 単位）  
及び療養食加算（該当者のみ 1 回 6 単位）並びに介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数にサービ  
ス加算率【14.0%】を乗じて単位数で算定。

※尚、介護保険は、単位制となっており国分寺市地区は 1 単位 10.68 単位で、月末締めとなっています。  
正確な計算をしたときに数円の誤差が出る場合があります。

※入所期間中に入院、又は自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた  
料金となりますので、ご了承ください。

## <サービスの概要と利用料金>

### ①利用者が使用する居室料

ご利用者が利用するユニット型個室、多床室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室料金表による。

※利用者が使用する居室料（1 日あたり）

| 居室の別               | 居住費                         |         |
|--------------------|-----------------------------|---------|
| 従来型多床室             | 430 円<br>第 4 段階者は 1 日 915 円 |         |
| ユニット型個室<br>（地域密着型） | 第 1 段階                      | 880 円   |
|                    | 第 2 段階                      | 880 円   |
|                    | 第 3 段階                      | 1,370 円 |
|                    | 第 4 段階                      | 2,800 円 |

☆ 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を支払  
っていただきます。但し、ご利用者が利用していたベッド・居室を短期入所生活介護に  
同意いただく場合には、所定の居室料をご負担いただく必要はありません。

☆ 一時外泊中の居住費については、負担限度額をお支払いいただきます。

☆ 入院中又は外泊時の居住費（外泊時加算の対象期間 6 日間）は、7 日目以降ご利用者の  
希望等により当該利用者のために居室を確保する場合の居住費についてはお支払い  
いただきます。

尚、居室に係る自己負担額は負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されて  
いる負担限度とします。

### ②利用者の食事の提供

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況及び  
嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とし  
ています。

（食事時間） 朝食 — 07：30 ～ 08：30 昼食 — 12：00 ～ 13：00

夕食 — 18：00 ～ 19：00

但し、ユニットはご利用者との相談で決めます。

・栄養ケア・マネジメントの実施

管理栄養士により、ご利用者個々に対し栄養ケアプランを策定し、栄養・健康管理（治療食の提供）を行います。又随時栄養に関する相談も行っております。詳しくは、管理栄養士にお尋ねください。

### ③特別な食事の提供

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用。

### ④理髪

〔理髪サービス〕

月に1回程度、理容師の出張による理髪サービス（カット他）をご利用いただけます。

利用料金：1回 2,500 円

### ⑤貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。（表1・2参照）

### ⑥日常生活費

ご利用者又はご家族の自由な選択に基づき、「身の回り品として日常生活に必要なもの」をサービス提供の一環として提供します。（表1・2参照）

表1（多床室の場合）

| サービス項目          | 内 訳                                                                                                                                                       | 料 金                                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 預かり金管理料<br>（任意） | 通帳の出納管理<br>小口現金の出納管理料金                                                                                                                                    | 1日 100 円                                                 |
| 日常生活費<br>（選択）   | ＊タオル類（入浴・食事・口腔・トイレ用）<br>＊口腔ケア用品<br>・歯ブラシ1本 33 円/月<br>・ガーゼ1枚 3 円（毎食後1日3枚 9 円）<br>・ウェットガーゼ1枚 6 円（毎食後1日3枚 18 円）<br>・義歯洗浄剤1個 6 円（夕食後1日1個 6 円）<br>（毎日の義歯洗浄で使用） | 月 2,810 円<br><br>月 33 円<br>月 270 円<br>月 540 円<br>月 180 円 |

★その他、個別で必要とする物（上履き（踵のあるもの）、衣類、水洗不可の衣類のクリーニング代、個別の寝具（毛布等）。但し、オムツを除く）につきましては、ご利用者の方の全額負担となりますのでご了承ください。

★レクリエーション費用等は、その都度実費をいただきます

表 2 (ユニット型の場合)

| サービス項目     | 内 訳                   | 料 金           |
|------------|-----------------------|---------------|
| 預かり金管理料    | 通帳・小口現金の出納管理料金        | 1 日 100 円(任意) |
| 日常生活費      | 日用品セット (多床室と同じ)       | 選択額           |
| 行事費        | 習字、塗り絵、絵画等のクラブ活動費の材料費 | 実費相当額         |
| 電化製品使用料    | テレビ・ラジオ等              | 1 日 100 円     |
| 買い物代行サービス  |                       | 1 回 100 円     |
| 個人情報関係コピー代 |                       | 1 枚 10 円      |

#### ⑦ご利用者の移送に係る費用

ご利用者の通院にかかる費用（職員の人件費や車輛の使用に係る費用）や、入院中の援助に係る病院までの交通費等については、施設サービスの一環として一切徴収しません。

#### ⑧契約書第 2 2 条に定める所定の料金

ご利用者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から、現在の居室が明け渡された日までの機関に係る料金（1 日あたり居住費・食事代も含む）を、各段階ごとの金額で徴収します。

ご利用者が要介護認定で自立又は要支援と判断された場合は下記料金となります。

例：1,745 円＋2,800 円（ユニット型）＝4,545 円

1,745 円＋915 円（多床室）＝2,660 円

（1 日あたり居住費・食費も含む）

尚、期間中においては、介護保険による給付が合った場合には上記の表により計算した金額から、この介護保険給付額を控除することといたします。

#### （3）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、月末締め切り翌月末日までに下記指定口座へ振り込みをして下さい。尚、振込み依頼人には必ず利用者の氏名を記入して下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

#### ★下記指定口座への振込

振込先 0005 三菱 UFJ 銀行 557 国分寺支店 貯金種別 普通預金

受取人氏名 社会福祉法人 普門会 理事長 鈴木 亮一

口座番号 1 4 3 5 3 8 3

#### （4）入所・入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

#### ①協力医療機関（協力病院）

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 社会福祉法人 浴光会 国分寺病院  |
| 理事長名    | 高木 智匡             |
| 所在地     | 東京都国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2 |
| 電話番号    | 042-322-0123      |

#### ②協力整形外科医療機関

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | 小山整形外科              |
| 院長名     | 小山 高明               |
| 所在地     | 東京都国分寺市東恋ヶ窪 2-36-10 |
| 電話番号    | 042 - 300 - 1414    |

#### ③協力歯科医療機関

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | とくら歯科医院         |
| 院長名     | 上野 貢            |
| 所在地     | 東京都国分寺市戸倉 2-2-5 |
| 電話番号    | 042 - 321-8819  |

#### ④協力精神科医

|      |                  |
|------|------------------|
| 氏 名  | 藤田 英親            |
| 住 所  | 東京都国分寺市南町 2-1-48 |
| 電話番号 | 042 - 323-6464   |

### 7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第16条参照）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② にしき苑が解散した場合、破産もしくはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ にしき苑から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、18条参照）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書を提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院され、長期に渡り施設に戻れないとご家族が判断した場合。
- ③ にしき苑が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ にしき苑が、守秘義務に違反した場合。
- ⑤ にしき苑が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、にしき苑が適切な対応をとらない場合。

## (2) にしき苑からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意に重大な過失により にしき苑や他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者の行動が、他の利用者やにしき苑職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設等に入所した場合。

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

（契約書第21条参照）

### ① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から、3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所・入居することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

又、利用料金につきましては、入院の翌日から当該6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 例 826円（1割自己負担額）・1,651円（2割自己負担額）・2,477円（3割自己負担額）  
（ご利用者の同意を得て、居室を短期入所生活介護（ショートステイ等）に利用した場合にはこの料金は不要です。）

### ② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるように努めます。

しかし、当施設が満床の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

### ③ 3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## (3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、にしき苑はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所又は老人保健施設等の紹介。
- 居宅介護支援事業者の紹介。
- その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

## 8. 身元引受人（契約書第23条参照）

- （1） 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、ご利用者においては、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、成年後見制度の利用もできます。
- （2） 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきたご家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- （3） 身元引受人は、ご利用者の利用料等経済的な債務については、ご利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受け入れ先を確保する等の責任を負うこととなります。
- （4） ご利用者が入所・入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残留品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品等は残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。  
又、ご利用者が死亡されていない場合でも、入所・入居契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置品をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者又は身元引受人にご負担いただくことになります。
- （5） 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、にしき苑は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。
- （6） 身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、必ずその都度ご通知させていただきます。

## 9. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

当施設における苦情・相談・要望は以下の専門窓口で受け付けます

### ①サービス相談窓口

電話番号： 042-327-2225

担当部署： 総務課

受付時間： 午前8時30分～午後5時30分まで（土・日・祝日を除く）

### ②その他

\*当施設以外に、市の相談・苦情窓口でも受け付けています。

電話番号：042-321-1301 FAX 番号： 042-320-1180

担当部署： 国分寺市役所 福祉保健部高齢福祉課

\*東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

電話番号：03-6238-0177

受付時間：午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）

## 10. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

| 緊 急 連 絡 先 |         |  |
|-----------|---------|--|
| 1         | 氏 名     |  |
|           | 住 所     |  |
|           | 電話・携帯番号 |  |
|           | 続 柄     |  |
| 2         | 氏 名     |  |
|           | 住 所     |  |
|           | 電話・携帯番号 |  |
|           | 続 柄     |  |
| 3         | 氏 名     |  |
|           | 住 所     |  |
|           | 電話・携帯番号 |  |
|           | 続 柄     |  |

## 11. サービス提供における にしき苑の責務（契約書第9条、10条参照）

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③消防法などの規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦にしき苑は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
但し、ご利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等情報を提供します。又、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得て行います。

## 12. 施設利用の留意事項

にしき苑では、ご家族と職員が車の両輪となって、ご利用者の一日一日の生活を支えて参ります。又、ご利用者の尊厳と主体性を尊重したケアに努めております。しかし、予期せぬ事故の発生防止には自ずと限界を感じざるを得ません。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

当施設のご利用にあたって、施設に入所・入居されているご利用者の協働生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

## (1) 持ち込み制限

入所・入居にあたっては、他の人の迷惑になったり、施設運営に支障をきたす恐れがある物については持ち込みをお断りすることがあります。

※持ち込み希望の物や、不明な物がございましたらご相談下さい。

## (2) 面会

来訪者は、必ずその都度 本館事務所窓口の面会カードにご記入下さい。又、利用者は外来の面会者があった時は、その旨 施設長に届け出て、あらかじめ指定された場所において面会するものとする。

- ① 来訪される場合、食べ物等の持ち込みは事務所窓口にご相談下さい。
- ② 風邪（インフルエンザ等）に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、ご利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りする事があります。
- ③ 来訪される場合、他の利用者に迷惑がかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持ち込みをお断りすることがあります。

## (3) 外出・外泊（契約書第24条参照）

外出・外泊される場合は、なるべく2日前まで（但し、緊急やむを得ない事情を除く）に届け出て下さい。）但し、外泊につきましては薬等の用意があるため、1週間前までにお申し出下さい。 又、緊急連絡先なども知らせておいて下さい。

## (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、6. 当施設が提供するサービスと利用料金（サービス利用料金表記載参照）に定める食費は徴収致しません。

★ご家族からの差し入れについては、ご家族や訪問者の責任において行って下さい。（既往症等があり、食事管理が必要な場合、誤嚥等については自己責任といたします。）

## (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- ② ご利用者が、にしき苑の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
- ③ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

★（緊急の場合や必要な時は、マスターキーで開けさせていただきます。）

- ④ 当施設の職員や他の入所・入居者に対する、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

## (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。但し、原則として火気については施設管理とさせていただきます。

### 1 3. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

（1）にしき苑において、にしき苑の責任によりご利用者に生じた損害については、にしき苑が速やかに損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご利用者側に故意又は過失が認められる場合においてご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、にしき苑の損害賠償責任を減じる場合があります。

（2）にしき苑は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、にしき苑は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、にしき苑の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、にしき苑の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（3）損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免する事ができます。

### 1 4. 第三者による評価の実施状況

|               |       |        |                   |       |  |
|---------------|-------|--------|-------------------|-------|--|
| 第三者による評価の実施状況 | 1. あり | 実施日    | 令和    年    月    日 |       |  |
|               |       | 評価機関名称 |                   |       |  |
|               |       | 結果の開示  | 1. あり             | 2. なし |  |
|               | 2. なし |        |                   |       |  |

### 1 5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- ①事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ②サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ③事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする

### 1 6. 衛生管理等について

- （1）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- （2）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- （3）施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

- 会を月 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の予防のための訓練を定期的実施します。
- ④ ①から②までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

#### 17. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 18. 虐待の防止について

にしき苑は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。（責任者；施設長）
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整理に努めます。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに、早期対応については、市町村及び関係機関の協力も得て対応いたします。

#### 19. 身体的拘束等について

にしき苑は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5 年間保存します。

#### 20. ハラスメント防止のための取り組み

にしき苑は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職員に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位又は関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記の（１）～（３）のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）

- (パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他)
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為  
(パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他)
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ  
(セクシャル・ハラスメント)

(説明した日時・場所: 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ( ))

指定介護施設サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 普門会 にしき苑  
住 所 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目22番地38

代表者 理事長 鈴木 亮一 印

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私達は、本書面に基づいて にしき苑から重要事項の説明を受け、指定介護施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

身元引受人  
(原則としてご家族の方とします)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(契約者との関係: \_\_\_\_\_)

私は、利用者がにしき苑から重要事項の説明を受け、指定介護施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(契約者との関係: \_\_\_\_\_)

## 介護老人福祉施設 にしき苑

### 介護老人福祉施設・地域密着型老人福祉施設契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用する事に同意します。

#### 1 使用目的

にしき苑が、介護保険法に関する法律に従い、私の施設サービス計画に基づき、老人福祉施設サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

#### 2 使用条件

- (1) 個人情報の提供は、「1」に記載する目的の範囲内で最小減にとどめ、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
- (2) にしき苑は、個人情報を使用した会議、出席者、内容等について記録しておくこと。

#### 3 個人情報の内容

- (1) 氏名、年齢、住所、病歴、家族状況、その他利用者や家族に関する個人情報。
- (2) 主治医の意見書、介護認定審査会における判定、意見、認定結果通知書。
- (3) その他の情報。

#### 4 使用期間

令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 普門会 介護老人福祉施設 にしき苑 殿

利 用 者 住 所

氏 名 印

身 元 引 受 人 住 所

氏 名 印

私は、利用者がにしき苑から重要事項説明書の説明を受け、指定介護施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

(契約者との関係：                    )

社会福祉法人 普門会  
特別養護老人ホーム にしき苑 殿

### 栄養ケア・マネジメント実施に関する同意書

介護保険法等の一部改正する法律が平成 17 年 10 月 1 日から施行され、食費が介護保険給付の対象外となり、それにあわせ、個別の高齢者の栄養状態に着目した栄養ケア・マネジメントが創設されました。

社会福祉法人普門会 指定介護老人福祉施設・地域密着型老人福祉施設 にしき苑では、それに伴い、栄養ケア・マネジメント、特別食加算制度を導入いたします。

従来より個々人の身体・疾病や介護度の状況に対応した食事の提供、栄養状況の管理、評価を行って参りましたが、今後とも更に栄養ケア・マネジメント体制の充実を図り、ご利用者の皆様の身体機能・生活機能の維持・増進、免疫能の維持・向上を図り、ご利用者の生活・人生を尊重した、楽しみや生き甲斐を持って頂けるような支援を行って参ります。

以上の趣旨をご理解いただき、栄養ケア・マネジメント、特別食加算制度の導入に同意を頂きますようお願い致します。

上記内容の説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

身元引受人

<住 所>

<氏 名>

印

私は、利用者がにしき苑から重要事項説明書の説明を受け、指定介護施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

印

(契約者との関係：)